

**学校感染症とその出席停止期間** R6 4月現在

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎（ポリオ） ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 （SARSコロナウイルスに限る） 鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで
第2種	インフルエンザ （鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日 （幼児は3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下線又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
【注意】 ただし、結核、髄膜炎菌性髄膜炎を除く第2種の感染症については、病状により医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。		
第3種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症 流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎）、マイコプラズマ肺炎、溶連菌感染症（しょうこう熱）手足口病、ウイルス性肝炎、伝染性紅斑（りんご病）、ヘルパンギーナなど	条件によっては、出席停止の措置が必要と考えられる感染症の例

※新型コロナウイルス感染症：出席停止期間の「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養機関の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。  
 新型コロナウイルス感染症の出席停止解除後発症から10日を経過するまではマスクの着用を推奨する。